

令和4年第11回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年11月7日(月) 午後1時30分から午後1時50分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (14人)

会 長	19番	谷 則男
委 員	1番	北澤 良祐
	2番	服部 茂
	4番	奥村 郁雄
	5番	稲田 正文
	6番	村田 清美
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	10番	森澤 明
	11番	上田 國和
	16番	森島 孝司
	17番	新井 源吾
	18番	木村 正樹

4. 欠席委員 (5人)

12番	園田 正夫
13番	中村 安秀
14番	奥 哲郎
15番	新井 泉次
20番	堀井 吉夫

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 報告 第34号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について(所有権移転)

日 程 第 5 議案 第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について(利用権貸借)

日 程 第 6 報告 第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 7 報告 第28号 農地法第5条第1項の規定による届出について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 田畑 徹
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号12番 園田委員、13番 中村委員、14番 奥委員、15番、新井泉次委員、20番 堀井委員から欠席届が提出されています。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員13名中9名、推進委員6名中5名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第11回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、16番 森島委員、17番 新井 源吾委員よろしくお願ひします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号21番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号21番について説明します。</p>

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市水主 ●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。譲受人は茶農家であり、法人として会社経営もされ、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号21番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 受付番号22番、23番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号22番、23番については同一世帯内移動のため取りまとめて説明します。
受付番号22番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●です。
権利の種類は3条の無償移転です。●● ●●さんは●● ●●さんの子です。

受付番号23番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●です。
権利の種類は3条の無償移転です。●● ●●さんは●● ●●さんの子です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されており、譲り受けた後も家族で管理されるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 2 2 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第 3 条第 2 項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号 2 3 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第 3 条第 2 項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号 2 4 番を事務局から説明いたします。

事務局

受付番号 2 4 番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●です。

権利の種類は 3 条の有償移転です。

会 長

対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 2 4 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第 3 条第 2 項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号 2 5 番を事務局から説明いたします。

事務局	<p>受付番号25番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市中 ●● ●●です。</p> <p>権利の種類は3条の有償移転です。</p>
会長	<p>対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。ほとんどの農地は適正に管理されておりますが、一カ所だけ管理不足と思われる農地があるので、管理して頂く意見を申し添えたいと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号25番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。なお、意見書を添えることとします。</p>
会長	<p>日程第4、議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、所有権移転についてを上程し、受付番号3番、4番について事務局から説明いたします。</p> <p>本案件は●●委員が顧問となっている●●●●●●●●●●が譲受人となっている案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。</p> <p>●●委員の退席をお願いします</p> <p>(関係委員退席)</p> <p>それでは、退席が終わりましたので事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号3番、4番について説明します。</p> <p>本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理機構の特例事業による農地売買支援事業です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p>

出し手は京都市伏見区 ●● ●、受け手は城陽市寺田 ●●●●●●●● ●●
●●●● ●● ●●●●です。

会 長 対象地の受け手の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●●●●●●●●●は城陽市内において水耕栽培を中心に耕作、販売されている農地
所有適格法人であり、今後も地域の担い手として期待できる会社でありますのでご審
議をお願いします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。
(委員入室)

会 長 日程第5、議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認、利用権設定についてを上程し、受付番号47番について事務局から説明いたし
ます。

事務局 受付番号47番について説明します。
本案件は令和2年1月1日～令和4年12月31日までの期間で設定された利用権
設定の再設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。法人として会社経営もされ、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号４７番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号４８番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号４８番について説明します。
本案件は平成３０年１月１日～令和４年１２月３１日までの期間で設定された利用権設定の再設定、使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号４８番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号25番、26番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号25番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、京都市北区 ●● ●●、東京都千代田区 ●● ●●です。

受付番号26番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、宇治市羽拍子町 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、

日程第6を終了します。

会 長 日程第7、報告第28号 農地法第5条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号5番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市長池 地目は田 面積495平方メートル 譲渡人は 京都市北区 ●● ●●、東京都千代田区 ●● ●●

譲受人は 京都市中京区 ●●●● ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

場所は市街化区域です。

露天駐輪場として使用するためです

雨水は地下浸透とし、表面排水は南側既存水路に排水しています。

管理課からは、

- ・申請地北側に存する市有地を取り込まないように注意してください。
- ・市有地に関する工事を行う場合は協議を行ってください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
- ・土地利用による土砂及び雨水の流出がないよう対応してください。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

農政課からは

・周辺農地に影響が出ないように願います。
との意見が付されています。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を私から報告いたします。
申請地の北側は●●●に面していて近隣には駐輪場もあり、隣接農地所有者からの同意書もあるので問題ないと考えます。

会 長 只今、事務局及び私から説明及び報告をいたしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第11回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員